

第八十回 参議院農林水産委員会會議録第七号

昭和五十二年三月三十一日(木曜日)

午後零時十二分開会

委員の異動

三月二十八日

辞任

宮田 輝君
後藤 正夫君

補欠選任

細川 護熙君
塚田十一郎君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

橋 直治君

委員

青井 政美君
鈴木 省吾君
柏谷 照美君
大島 友治君
梶木 又三君
坂元 親男君
菅野 儀作君
塚田十一郎君
初村滝一郎君
工藤 良平君
辻 一彦君
前川 旦君
相沢 武彦君
小笠原貞子君
塚田 大願君
喜屋武眞榮君

衆議院議員

農林水産委員長
代理理事

今井 勇君

國務大臣

農林大臣 鈴木 善幸君

政府委員

農林省構造改善局長 森 整治君
林野庁長官 藍原 義邦君

事務局側

常任委員会専門員 竹中 譲君

○本日の會議に付した案件

○松くい虫防除特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(橋直治君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る二十八日、宮田輝君及び後藤正夫君が委員を辞任され、その補欠として細川護熙君及び塚田十一郎君が選任されました。

○委員長(橋直治君) 松くい虫防除特別措置法案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。鈴木農林大臣。

○國務大臣(鈴木善幸君) 松くい虫防除特別措置法案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

松林は、わが国の重要な森林資源であり、防風、飛砂防止、土砂防止等の国土保全上の役割りや良好な生活環境の保全上の役割りも大きなものがあ

ります。ところが、近年、マツクイムシによる松林の枯損被害が激甚をきわめ、北は宮城県から南は沖縄

県までの広域にわたり、約四十五万ヘクタールにも及ぶ被害が発生しており、被害材積も年間百万立方メートルを超えるに至っております。

このようなマツクイムシによる松林の枯損被害の発生原因につきましては、林業試験場を中心として農林省において鋭意その究明に努めてきたところでありますが、その結果近年ようやくその原因が解明されました。すなわち、線虫類の一種であるマツノザイセンチュウがマツクイムシの一種であるマツノマダラカミキリを介して健全な松の樹体に侵入し、次々に松を枯死させるのであります。

また、これを防止するためには、マツノマダラカミキリが羽化脱出してマツノザイセンチュウを健全な松に運ぶ時期に松の樹冠に薬剤を散布してマツノマダラカミキリを駆除する方法が有効であることが明らかにされたのであります。

そこで、農林省におきましては、昭和四十八年度から森林病害虫等防除法に基づきマツクイムシを防除するため、薬剤の空中散布による駆除を進めてきたのであります。その実施地域についてみますと、この方法はマツクイムシの防除のためきわめて有効適切な方法であることが実証されております。

しかしながら、マツクイムシの繁殖力はきわめて旺盛であり、また、これを駆除し、その蔓延を防止するためには、特別防除、すなわち航空機を利用して行う薬剤防除を緊急かつ計画的に推進するための措置を講ずることにより、松林に発生している異常な被害を早急に終息させる必要があります。この法律案を提出した次第であります。

松林に関する基準等についての基本方針を定めることとするともに、都道府県知事は、当該基本方針に即して、民有林である松林について特別防除の計画的な実施に関し必要な事項等を内容とする実施計画を定めることといたしております。

第二に、保安林等の公益的機能の高い松林がその面積の過半を占める松林群または特別防除を緊急に行わなければならない松林群について、マツクイムシを駆除し、その蔓延を防止するため特に必要がある場合には、森林病害虫等防除法の規定に基づく防除の命令にかえて、農林大臣または都道府県知事が特別防除を行うことができるものといたしております。

第三に、特別防除を行う者は、薬剤の安全かつ適正な使用を確保するとともに、農業、漁業等に対する被害防止措置を講ずべきことといたしております。

このほか、国有林である松林についての計画的なマツクイムシの防除の実施、都道府県に対する国の補助等について所要の規定を設けますとともに、この法律は、昭和五十六年度末までの時限立法としております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

なお、政府提案に係る本法律案につきましては、衆議院において本法律案の目的及び農林大臣が定める基本方針の内容について修正がなされております。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(橋直治君) 次に、本案に対し、衆議院において修正がなされておりますので、この際、修正部分について衆議院農林水産委員長代理理事今井勇君から説明を聴取いたします。今井勇君。

○衆議院議員(今井勇君) 松くい虫防除特別措置法案に対する衆議院における修正の内容を御説明申し上げます。

修正の第一は、本法律案の目的において、必要な特別防除の緊急かつ計画的な推進に当たり、周囲の自然環境及び生活環境の保全に適切な考慮を払う旨の規定を追加することとしたこととあります。

第二は、農林大臣が定める基本方針の内容として、特別防除を行う松林の周囲の自然環境及び生活環境の保全に関する事項、特別防除により農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさないようにするために必要な措置に関する事項を追加することとしたこととあります。

この二点の修正は、いずれも特別防除の適正かつ円滑な実施に資することを目的としたものであります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。○委員長(橋直治君) 次に、補足説明を聴取いたします。藍原林野庁長官。

○政府委員(藍原義邦君) 松くい虫防除特別措置法案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提案いたしました理由につきましては、すでに提案理由説明におきまして申し述べましたので、以下その内容につき若干補足させていただきます。

この法律案は、本則十三条及び附則から成っております。まず、第一条におきましては、この法律の目的を定めております。

すなわち、この法律は、森林資源として重要な松林を保護するため、特別防除を緊急かつ計画的に推進する措置を講じ、もって国土の保全に資することをその目的としたしております。

次に、第二条におきましては、「松くい虫」及び「特別防除」をそれぞれ定義しております。まず、「松くい虫」は、松の枯死の原因となる線

虫類を運ぶマツクイムシを言うこととしたしております。具体的には、線虫類の一種であるマツノザイセンチュウを運ぶマツクイムシの一種であるマツノマダラカミキリを指しております。

また、「特別防除」は、マツクイムシを駆除し、またはその蔓延を防止する上で最も効果的である航空機を利用して行う薬剤防除を言うこととしたしております。

第三条におきましては、農林大臣が定める基本方針につきまして定めております。すなわち、農林大臣は、昭和五十二年以降の五カ年間に於いてマツクイムシが運ぶ線虫類により松林に発生している異常な被害が終息することとなるように、関係行政機関の長に協議すること

にも、中央森林審議会及び関係都道府県知事の意見を聞いて、特別防除を行うべき松林に関する基準その他マツクイムシの薬剤防除に関する基本的な事項についての基本方針を定めなければならないこととしたしております。

第四条におきましては、都道府県知事が定める実施計画につきまして定めております。すなわち、都道府県知事は、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聞くとともに、農林大臣に協議して、基本方針に即して、民有林である松林につき、マツクイムシの薬剤防除に関する実施計画を定めなければならないこととしたしております。

この実施計画におきましては、基本方針に定める特別防除を行うべき松林に関する基準に適合する二以上の松林を合わせて一の防除の単位として定める松林群ごとの特別防除の計画的な実施に關し必要な事項等を定めることとしたしております。

第五条から第七条までにおきましては、マツクイムシの防除上重要な松林群において特別防除の適正かつ確実な実施を確保するため、松林所有者みずからが防除を行うことをたてまえとする森林病害虫等防除法の規定に基づき薬剤防除の命令にかえて、農林大臣または都道府県知事がみずから

特別防除を行う方式を導入することとし、そのための所要の規定を設けております。すなわち、都道府県知事は、保安林その他の公益的機能が高い松林がその面積の過半を占める松林群または特別防除を緊急に行わないこととすれば、マツクイムシが運ぶ線虫類により松林に発生している被害が著しく拡大することと認められる松林群につき、マツクイムシを駆除し、またはその蔓延を防止するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、森林病害虫等防除法に基づき薬剤防除の命令にかえて、特別防除を行うことができることとしたしております。

また、このような松林群で一定の面積以上のものにつきましては、農林大臣が、都道府県知事の申し出があつた場合において、早期に、かつ、徹底的に、マツクイムシを駆除し、またはその蔓延を防止するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、森林病害虫等防除法の規定に基づき薬剤防除の命令にかえて、特別防除を行うことができることとしたしております。

また、森林病害虫等防除法の規定にない、農林大臣または都道府県知事がこの特別防除を行うおとる場合におけるその区域及び期間の公表並びにその公表に係る区域内において松林を所有する者の不服の申し出等につきまして所要の規定を設けますとともに、その区域内の松林の所有者または管理者に対し、公益上の観点から行われる私権の制限として特別防除の実施行為を拒んではならない旨の受忍義務を課する規定を設けております。

第八条におきましては、松林群において特別防除を行う者は、薬剤の安全かつ適正な使用を確保するとともに、農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさないよう被害防止対策等の必要な措置を講ずるものとする事といたしております。

第九条におきましては、農林大臣または都道府県知事は、マツクイムシの防除に係る森林病害虫等防除法の規定に基づき薬剤防除の命令をするに当たっては、実施計画が達成されることとなるよ

うにしなければならないこととしたしております。第十條におきましては、国有林である松林を所管する国の機関は、松林所有者の責務として、基本方針に即して、当該松林について計画的にマツクイムシの防除を行うものとする事といたしております。

第十一條におきましては、国は、都道府県に対し、この法律に基づき都道府県知事が行う特別防除に要する費用の一部を補助することといたしております。具体的には、当該特別防除に係る駆除経費の三分の二を補助する等の措置を予定いたしております。

第十二條及び第十三條におきましては、協力要請及び分担金についての森林病害虫等防除法の規定の準用について定めますとともに、森林害虫防除員がこの法律に基づく特別防除に関する事務に従事するものとする事といたしております。最後に、附則におきましては、この法律の施行期日等について定めております。この法律は、公布の日から起算して、昭和五十七年三月三十一日限り、その効力を失ふことといたしております。

なお、政府提案に係る本法律案につきましては、衆議院において修正がなされておりますが、その内容は、本法律案の目的において、必要な特別防除の緊急かつ計画的な推進に当たり、周囲の自然環境及び生活環境の保全に適切な考慮を払う旨の規定を追加するとともに、農林大臣が定める基本方針の内容として、特別防除を行う松林の周囲の自然環境及び生活環境の保全に関する事項並びに特別防除により農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさないようにするために必要な措置に関する事項を追加するものであります。

以上をもちまして、松くい虫防除特別措置法案の提案理由の補足説明を終わります。○委員長(橋直治君) 本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

議することといたします。

○委員長(橋直治君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

松くい虫防除特別措置法案の審査のため、四月一日の委員会に、参考人として虹の松原保護対策協議会副会長瀬戸尚君、鹿児島県林務部次長地頭陸夫君、全国自然保護連合理事長中村芳男君及び龍谷大学教授吉岡金市君の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(橋直治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十九分散会

三月二十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、農業者年金基金法の一部を改正する法律案

農業者年金基金法の一部を改正する法律案
農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。
附則第十条の二の次に次の一条を加える。
第十条の二の二 昭和五十一年度の物価指数が昭和五十年度の物価指数の百分の百五を超えるに至つた場合における前条の規定の適用については、同条第一項中「一月」とあるのは、「七月」とする。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

三月二十五日本委員会に左の案件を付託された。
一、農業再建のための施策に関する請願(第一七〇〇号)

第一七〇〇号 昭和五十二年三月十四日受理
農業再建のための施策に関する請願(三通)

請願者 岩手県岩手郡西根町大更七ノ九五
ノ六 三浦登外二千九百六名
紹介議員 小笠原貞子君
国民食糧の確保と経済安定を目指し、農業を進展させるため、次の施策を早急に実現されたい。

一、自作農維持資金など制度融資金の貸付わくを拡大し、これまでの借入金については償還期限の延長と支払い利息の減免を行うこと。
二、農業共済給付金の早期支払いを実現するため、評価事務体制の促進を含めて、農業共済組合へ助成を行うこと。また国庫負担率の引き上げによつて、共済給付率を引き上げること。

三、米の等級検査の基準を緩和するとともに、規格外米の特別買入れを適正価格で行うこと。
四、減収による農協経営の悪化を防ぐため、適切な助成措置を行うこと。
五、冷害に強い種もみの確保、家畜越冬飼料の確保に助成措置を行うこと。

六、県市町村の要望する救農事業について大幅助成を実現すること。小規模土地改良事業、育林事業など現行制度の条件を緩和し、大幅な援助を実現すること。
七、税の減免を行うとともに、各種社会保障制度の適用について援助を強めること。
八、地方自治体に対して、大幅な財政援助措置を行うこと。

九、冷害に強い農業基盤を作るため、試験、研究機関の充実と農業改良普及員の増員、山間地農協指導員への国庫補助、価格保障制度改善などを含め総合的対策を講ずること。
十、農業機械の改良と検査体制の強化を図ること。

三月三十日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月十九日)
一、松くい虫防除特別措置法案

松くい虫防除特別措置法案
(小字は兼業修正の部分)
(目的)
第一条 この法律は、松くい虫が運ぶ線虫類により松林に異常な被害が発生している状況にかんがみ、森林資源として重要な松林を保護するため、松くい虫防除を緊急かつ計画的に推進するに必要となつて、周回の自然環境及び生活環境の保全に適切な考慮を払いつつ、

措置を講じ、もつて国土の保全に資することを目的とする。
(基本方針)
第三条 農林大臣は、昭和五十二年以降の五箇年間に於いて松くい虫が運ぶ線虫類により松林に発生している異常な被害が終息することとなるように、特別防除を行うべき松林に関する基準○その他松くい虫の薬剤による防除に関する他の保全に關する事項、特別防除により農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさないようにするために必要な措置に関する事項について、基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 農林大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、中央森林審議会及び関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。
3 農林大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係行政機関の長及び関係都道府県知事に通知しなければならない。

三月三十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律案

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律案
昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

第一条の次に次の一条を加える。
(昭和五十二年における旧法の規定による年金の額の改定)
第一条の九 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十二年四月分以後、その額を、同項の規定による年金額の改定の基礎となつた平均標準給与の月額額の十二倍に相当する額に一・〇六七を乗じて得た額に二千三百円を加算して得た額の十二分の一に相当する額を平均標準給与の月額とみなして、旧法(附則第五条を除く。)の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の規定による年金額の改定の場合について準用する。
3 前二項の規定により年金額を改定した場合において、改定後の年金額が従前の年金額(その額につき第三条の六第三項又は第四項の規定の適用がある場合には、その額からこれらの規定により加算される額に相当する額を控除した額。以下この項において同じ。)より少ないときは、従前の年金額をもつて改定年金額とする。

第二条の十五の次に次の三条を加える。

第二条の十五の次に次の三条を加える。

第二条の十五の次に次の三条を加える。

(昭和五十二年度における新法の規定による年金の額の改定)

第二条の十六 第二条の十三第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十二年四月分以後、その額を、同項の規定による年金額の改定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額に二・〇六七を乗じて得た額に二・〇六七を乗じて得た額を加算して得た額をそれぞれ平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額とみなして、四十九年改正法第一条の規定による改正前の法、附則第三項の規定による改正前の三十九年改正法附則又は四十九年改正法第三条の規定による改正前の四十九年改正法附則第三条の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一条の八第二項から第五項までの規定は、前項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「組合員又は任意継続組合員であつた期間」とあるのは、「三十九年改正法附則第四条第一号の旧法組合員期間」と読み替へるものとする。

3 前二項の規定により年金額を改定した場合において、改定後の年金額が従前の年金額その額につき第三条の六第三項若しくは第四項又は法第四十六条の五の規定の適用がある場合には、その額からこれらの規定により加算される額に相当する額を控除した額、以下この項において同じ。）より少ないときは、従前の年金額をもつて改定年金額とする。

2 第二条の十七 第二条の十四第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十二年四月分以後、その額を、同項の規定による年金額の改定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額に二・〇六七を乗じて得た額に二・〇六七を乗じて得た額をそれぞれ平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額とみなして、四十九年改正法第一条の規定による改正前の法、附則第三項の規定による改正後の三十九年改正法附則又は四十九年改正法第三条の規定による改正前の四十九年改正法附則第三条の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一条の八第二項から第五項までの規定は、前項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「組合員又は任意継続組合員であつた期間」とあるのは、「三十九年改正法附則第四条第一号の旧法組合員期間」と読み替へるものとする。

3 前条第三項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

2 昭和五十年四月一日以後昭和五十一年三月三十一日以前に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は昭和五十年四月一日以後昭和五十一年三月三十一日以前に新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求

に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金については、昭和五十二年四月分以後、その額を、その給付事由が生じた日におけるその年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額に二・〇六七を乗じて得た額に二・〇六七を乗じて得た額を加算して得た額をそれぞれ平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額とみなして、四十九年改正法第一条の規定による改正後の法、附則第三項の規定による改正後の三十九年改正法附則又は四十九年改正法第三条の規定による改正前の四十九年改正法附則第三条の規定を適用して算定した額に改定する。

3 第一条の八第二項から第五項までの規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「組合員又は任意継続組合員であつた期間」とあるのは、「三十九年改正法附則第四条第一号の旧法組合員期間」と読み替へるものとする。

4 第一条第二項の規定は、前三項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

3 第一条の七 第三条の四第一項の規定は、昭和五十二年三月三十一日以前に第一条第一項の資格の喪失をし、若しくは第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は同日以前に旧法第三十九条第一項若しくは新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格の喪失、資格喪失事由又は障害給付の請求に係る退職年金、障害年金及び遺族年金(法第四十六条の六の規定の適用がある

遺族年金を除く。以下「昭和五十二年三月以前の年金」と総称する。)の額の改定について準用する。この場合において、第三条の四第二項中「第一条の六、第二条の九又は第二条の十」とあるのは、「第一条の九、第二条の十六、第二条の十七又は第二条の十八」と、「年金額」とあるのは「年金額とし、新法の規定による遺族年金については、その額につき第三条の六第三項若しくは第四項、附則第二十二項若しくは第二十一項又は法第四十六条の規定の適用がある場合には、その額からこれらの規定により加算される額に相当する額を控除した額とする。以下「五十二年三月以前の比較対象年金額」と総称する。」と、「同年九月分以後」とあるのは「昭和五十二年四月分以後」と、「三十二万六千六百円」とあるのは「五十八万九千円」と、「二十四万二千二百円」とあるのは「四十四万八千八百円」と、「十六万八千八百円」とあるのは「二十九万四千五百円」と、「十二万六千六百円」とあるのは「二十二万九千円」と、「八万四千四百円」とあるのは「十四万七千三百円」と読み替へるものとする。

2 昭和五十二年三月以前の年金を受ける権利を有する者が六十五歳に達したとき(遺族年金を受ける権利を有する妻、子又は孫が六十五歳に達したときを除く。)は、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を前項の規定に準じて算定した額に改定する。

3 昭和五十二年三月以前の年金のうち遺族年金(以下「昭和五十二年三月以前の遺族年金」という。)であつて、その年金たる給付を受ける権利を有する者が六十歳以上の者又は遺族である子がいる六十歳未満の妻であるものについては、その年金に係る五十二年三月以前の比較対象年金額が次の各号に掲げる年金の区分に応じ当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十二年八月以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。この場合において、第一条の六第二項後段の規定を準用す

る。

る。

- 一 その額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年以上である年金 三十二万円
- 二 その額の計算の基礎となつた組合員期間が九年以上である年金(前号に掲げる年金を除く) 二十四万円
- 三 前二号に掲げる年金以外の年金 十六万円

4 昭和五十二年三月以前の遺族年金を受ける権利を有する者(遺族である子がいる六十歳未満の妻を除く)が昭和五十二年八月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を前項の規定に準じて算定した額に改定する。

5 前条第三項及び第四項の規定は、第一条の九の規定、第一項において準用する第三条の四第一項の規定又は第三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

4 前条第二項第二号中「新法」を「五十二年改正法第二条の規定による改正前の法」に改める。

4 昭和五十二年四月以後昭和五十一年三月三十一日以前に第二号第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意継続組合員について、同項中「割合」とあるのは「割合(その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十)」と読み替えるものとする。

3 昭和五十二年四月一日以後昭和五十一年三月三十一日以前に第二号第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意継続組合員について、同項中「割合」とあるのは「割合(その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十)」と読み替えるものとする。

4 前条第七項の規定は、旧法第三十七条の二

第六項、四十九年改正法第一条の規定による改正前の法第三十七条の三第五項又は四十九年改正法第一条の規定による改正後の法第三十七條の三第六項の規定の適用を受けた通算退職年金について準用する。

5 第一条第二項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

6 昭和五十一年三月三十一日以前に第一号第一項の資格の喪失をし、又は第二号第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意継続組合員に係る通算退職年金であつて、その年金を受ける権利が昭和五十二年三月三十一日以前に取得されたものについては、同年四月以後、その額を、当該通算退職年金を通算退職年金とみなして前各項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の五分の五十に相当する額に改定する。

5 前条第二項第二号中「第二号の七第一項又は第二号の八第二項若しくは第二項」とあるのは「第二号の十六第一項、第二号の十七第一項又は第二号の十八第一項」と、同条第四項中「この場合において」とあるのは「この場合において、同項中「割合」とあるのは「割合(その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十)」と読み替えるものとする。

当該退職年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の月額より少ないときは、当該算定の基礎となるべき平均標準給与の月額を求め、その月額を基礎として、「第一条の五第一項」とあるのは「第一条の九第一項」と、同条第二項中「割合」とあるのは「割合(その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十)」と読み替えるものとする。

2 前条第四項又は第六項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和五十二年四月分以後、その額を、第四条第三項及び第四項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同条第三項第一号中「二十四万円」とあるのは「三十九万六千円」と、同項第二号中「第二条の七第一項又は第二号の八第二項若しくは第二項」とあるのは「第二条の十六第一項、第二号の十七第一項又は第二号の十八第一項」と、同条第四項中「この場合において」とあるのは「この場合において、同項中「割合」とあるのは「割合(その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十)」と読み替えるものとする。

3 昭和五十二年四月一日以後昭和五十一年三月三十一日以前に第二号第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意継続組合員について、同項中「割合」とあるのは「割合(その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十)」と読み替えるものとする。

4 前条第七項の規定は、旧法第三十七條の二

第六項、四十九年改正法第一条の規定による改正前の法第三十七條の三第五項又は四十九年改正法第一条の規定による改正後の法第三十七條の三第六項の規定の適用を受けた通算退職年金について準用する。

5 第一条第二項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

6 昭和五十一年三月三十一日以前に第一号第一項の資格の喪失をし、又は第二号第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意継続組合員に係る通算退職年金であつて、その年金を受ける権利が昭和五十二年三月三十一日以前に取得されたものについては、同年四月以後、その額を、当該通算退職年金を通算退職年金とみなして前各項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の五分の五十に相当する額に改定する。

5 前条第二項第二号中「第二号の七第一項又は第二号の八第二項若しくは第二項」とあるのは「第二号の十六第一項、第二号の十七第一項又は第二号の十八第一項」と、同条第四項中「この場合において」とあるのは「この場合において、同項中「割合」とあるのは「割合(その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十)」と読み替えるものとする。

において「五十二年四月以後の比較対象年金額」という)が」と、「三十二万六千六百円」とあるのは「五十八万九千円」と、「二十四万二千二百円」とあるのは「四十四万八千八百円」と、「十六万八千八百円」とあるのは「二十九万四千五百円」と、「十二万六千六百円」とあるのは「二十二万九千九百円」と、「八万四千四百円」とあるのは「十四万七千三百円」と読み替えるものとする。

23 昭和五十二年四月以後の年金を受ける権利を有する者が六十五歳に達したとき(遺族年金を受ける権利を有する妻、子又は孫が六十五歳に達したときを除く)は、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を前項の規定に準じて算定した額に改定する。

24 昭和五十二年四月以後の年金のうち遺族年金(次項において「昭和五十二年四月以後の遺族年金」という)であつて、その年金たる給付を受ける権利を有する者が六十歳以上の者又は遺族である子がいる六十歳未満の妻であるものについては、その年金に係る五十二年四月以後の比較対象年金額が次の各号に掲げる年金の区分に応じ当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十二年八月分(その年金を受ける権利が同年八月一日以後に取得されたものについては、その取得された日の属する月の翌月分)以後、当分の間、その額を当該各号に掲げる額とする。この場合において、第一条の六第二項後段の規定を準用する。

22 附則第十四項の規定は、昭和五十二年四月一日以後に第二号第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は同日以後に新法第三十九條第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る退職年金、障害年金及び遺族年金(法第四十六条の六の規定の適用がある遺族年金を除く。次項及び附則第二十四項において「昭和五十二年四月以後の年金」と総称する)の額について準用する。この場合において、附則第十四項中「その額」とあるのは「その額(遺族年金については、その額につき法第四十六条の五の規定の適用がある場合には、その額から同条の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額。附則第二十四項

25 昭和五十二年四月以後の遺族年金を受ける権利を有する者(遺族である子がいる六十歳

において「五十二年四月以後の比較対象年金額」という)が」と、「三十二万六千六百円」とあるのは「五十八万九千円」と、「二十四万二千二百円」とあるのは「四十四万八千八百円」と、「十六万八千八百円」とあるのは「二十九万四千五百円」と、「十二万六千六百円」とあるのは「二十二万九千九百円」と、「八万四千四百円」とあるのは「十四万七千三百円」と読み替えるものとする。

23 昭和五十二年四月以後の年金を受ける権利を有する者が六十五歳に達したとき(遺族年金を受ける権利を有する妻、子又は孫が六十五歳に達したときを除く)は、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を前項の規定に準じて算定した額に改定する。

24 昭和五十二年四月以後の年金のうち遺族年金(次項において「昭和五十二年四月以後の遺族年金」という)であつて、その年金たる給付を受ける権利を有する者が六十歳以上の者又は遺族である子がいる六十歳未満の妻であるものについては、その年金に係る五十二年四月以後の比較対象年金額が次の各号に掲げる年金の区分に応じ当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十二年八月分(その年金を受ける権利が同年八月一日以後に取得されたものについては、その取得された日の属する月の翌月分)以後、当分の間、その額を当該各号に掲げる額とする。この場合において、第一条の六第二項後段の規定を準用する。

22 附則第十四項の規定は、昭和五十二年四月一日以後に第二号第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は同日以後に新法第三十九條第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る退職年金、障害年金及び遺族年金(法第四十六条の六の規定の適用がある遺族年金を除く。次項及び附則第二十四項において「昭和五十二年四月以後の年金」と総称する)の額について準用する。この場合において、附則第十四項中「その額」とあるのは「その額(遺族年金については、その額につき法第四十六条の五の規定の適用がある場合には、その額から同条の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額。附則第二十四項

25 昭和五十二年四月以後の遺族年金を受ける権利を有する者(遺族である子がいる六十歳

未滿の妻を除く。が昭和五十二年八月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を前項の規定に準じて算定した額に改定する。
 26 附則第二十項及び第二十一項の規定は、附則第二十二項において準用する附則第十四項

の規定又は附則第二十四項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。
 (農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)
 第二条 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項の表を次のように改める。

標準給与の等級	標準給与の月額	給与月額額
第一級	六二、〇〇〇円	六三、〇〇〇円未滿
第二級	六四、〇〇〇円	六六、〇〇〇円未滿
第三級	六八、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円未滿
第四級	七二、〇〇〇円	七四、〇〇〇円未滿
第五級	七六、〇〇〇円	七八、〇〇〇円未滿
第六級	八〇、〇〇〇円	八二、〇〇〇円未滿
第七級	八五、〇〇〇円	八七、〇〇〇円未滿
第八級	九〇、〇〇〇円	九二、〇〇〇円未滿
第九級	九五、〇〇〇円	九七、〇〇〇円未滿
第十級	一〇〇、〇〇〇円	一〇二、〇〇〇円未滿
第十一級	一〇五、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円未滿
第十二級	一一〇、〇〇〇円	一一一、〇〇〇円未滿
第十三級	一一〇、〇〇〇円	一一五、〇〇〇円未滿
第十四級	一三〇、〇〇〇円	一二五、〇〇〇円未滿
第十五級	一四〇、〇〇〇円	一三五、〇〇〇円未滿
第十六級	一五〇、〇〇〇円	一四五、〇〇〇円未滿
第十七級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円未滿
第十八級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円未滿
第十九級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円未滿
第二十級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円未滿
第二十一級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円未滿
第二十二級	二一〇、〇〇〇円	二〇五、〇〇〇円未滿
第二十三級	二二〇、〇〇〇円	二一五、〇〇〇円未滿

第二十四級	二三〇、〇〇〇円	二二五、〇〇〇円以上
第二十五級	二四〇、〇〇〇円	二三五、〇〇〇円以上
第二十六級	二五〇、〇〇〇円	二四五、〇〇〇円未滿
第二十七級	二六〇、〇〇〇円	二五五、〇〇〇円未滿
第二十八級	二七〇、〇〇〇円	二六五、〇〇〇円未滿
第二十九級	二八〇、〇〇〇円	二七五、〇〇〇円未滿
第三十級	二九〇、〇〇〇円	二八五、〇〇〇円未滿
第三十一級	三〇〇、〇〇〇円	二九五、〇〇〇円未滿
第三十二級	三一〇、〇〇〇円	三〇五、〇〇〇円未滿
第三十三級	三二〇、〇〇〇円	三一五、〇〇〇円未滿
第三十四級	三三〇、〇〇〇円	三二五、〇〇〇円未滿
第三十五級	三四〇、〇〇〇円	三三五、〇〇〇円未滿
第三十六級	三五〇、〇〇〇円	三四五、〇〇〇円未滿
第三十七級	三六〇、〇〇〇円	三五五、〇〇〇円未滿

第四十九条の三第一項中「政令で定める規定」を「政令で定める法令の規定」に改める。
 第六十三条第一項及び第六十六条第一項中「確認」の下に「その他の組合員期間の確認」を加える。
 (農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一部改正)
 第三条 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律百二十二号)の一部を次のように改正する。
 附則第四条第十号中「四百八万円」を「四百三十二万円」に改める。
 附則第七条第六項中「第一条の八」を「第一条の九」に改める。
 附則第十二条第三項第一号中「五十五万円」を「五十八万九千円」に改め、同項第二号中「四十一万二千五百円」を「四十四万八千八百円」に改め、同項第三号中「二十七万五千円」を「二十九万四千五百円」に改める。

附則
 (施行期日等)
 第一条 この法律は、公布の日から施行する。
 2 第一条の規定による改正後の昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律附則第二十二項、第二十三項及び第二十六項の規定、第二条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法(以下「改正後の法」という。)第二十條第一項の規定並びに第三条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(以下「改正後の三十九年改正法」という。)附則第十二条第三項の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。
 (標準給与に関する経過措置)
 第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に組合員であった者の昭和五十二年四月から施行日の属する月(施行日がその属する月の初日である場合には、その月の前月。次項

において同じ。)までの標準給与のうち、その月額が六万円以下である標準給与又は三十四万円である標準給与(その標準給与の月額的基础となつた給与月額が三十四万五千円未満であるものを除く。)は、当該標準給与の月額的基础となつた給与月額を改正後の法第二十条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

2 前項の規定により改定された標準給与のうち施行日の属する月の標準給与は、同月から昭和五十二年九月までの各月の標準給与とする。

(掛金に関する経過措置)

第三条 前条第一項の規定により改定された標準給与の月額を標準とする掛金の算定は、昭和五十二年四月分以後の掛金について行うものとすし、同年三月分以前の掛金については、なお従前の例による。

(旧法の平均標準給与の仮定年額に関する経過措置)

第四条 改正後の三十九年改正法附則第四条第十号の規定は、昭和五十二年四月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 この附則に規定するものは、給付及び標準給与に関する規定の施行に関して必要な事項は、政令で定める。

昭和五十二年四月七日印刷

昭和五十二年四月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W